

## 平成27年度第1回西都市総合教育会議 議事録

1. 日 時：平成27年5月27日（水）13時

2. 場 所：西都市教育委員会会議室

3. 出席者：(構成員)

西都市長 橋田 和実

西都市教育委員会委員長 橋口 玄郎

西都市教育長 竹之下 悟

西都市教育委員会委員 尾本 礼子

西都市教育委員会委員 土橋 里美

西都市教育委員会委員 藺田 洋一

(事務局等関係職員)

総合政策課長、総合政策課長補佐、総合政策課企画政策係長

教育政策課長、教育政策課長補佐、教育政策課教育総務係長

4. 協議事項：(1)西都市総合教育会議設置要領について

(2)教育行政大綱の策定について

(3)今後の会議開催日程について

5. 発言内容：以下のとおり

| 発 言 者                   | 内 容  |
|-------------------------|--|
| <p>市長</p> <p>総合政策課長</p> | <p>西都市総合教育会議設置要領について事務局の説明をお願いします。</p> <p>この設置要領は本年4月1日に国の法律改正に伴い設置をしましたので、概要を申し上げます。</p> <p>首長と教育委員会が教育行政の大綱、重点的に講ずべき施策について協議、調整を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するということが規定されています。</p> <p>この会の設置によりまして、首長が教育行政に果たすべき責任、役割が明確になるとともに首長と教育委員会の両者が教育政策の方向性を共有して一致して執行にあたるということが規定されています。</p> <p>また、会議は市長が招集することになり、会議は原則公開となります。ただし、公益上必要があると認めた場合には非公開となります。</p> <p>それから努力義務となりますが、会議の議事録の作成並びに作成後は公表することになります。一般的にはホームページでの公表を想定しています。</p> <p>構成につきましては首長と教育委員会ですが、緊急の場合には首長と教育長でも開催は可能ということになっています。</p> <p>この会議における協議、調整の事項につきましては、大きく3点あります。</p> <p>1点目が大綱の策定に関する協議。</p> <p>2点目が教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の協議、具体的な内容としましては教育施設の整備などの予算編成や条例事項、幼児教育や青少年の健全育成などがあり、教育委員会の事務との連携が必要な事項が考えられます。</p> <p>3点目が児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずるべき措置となっております。</p> <p>また、教育総合会議に係る具体的な位置づけ、協議事項、業務内容等の詳細に関しましては資料に掲載していますので、後ほど確認していただきたいと思います。</p> <p>以上のような法律の改正に伴いまして、西都市総合教育会議の設置要領を別添のとおり設けまして、4月1日より施行するものです。</p> <p>この要領に関しては第1条から第9条までで構成されています。</p> <p>まず第1条ですが、「設置」に関する規程でして、首長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り地域の教育の課題等を共有、連携し効果的に教育行政を推進していくことを目的に設置をするものです。</p> <p>第2条が「会議」ですが、教育委員会が所管する事項が3点あります。大綱の策定に関する事項、教育を行うための諸条件の整備等の施策に関する事項、児童・生徒等の生命または身体に被害が生じるなど緊急の場合に講ずるべき措置に関する事項が規定されております。</p> <p>第3条が「構成員」です。市長及び教育委員会で構成します。</p> <p>第4条が「会議の開催」に関する規程で3項あります。会議は市長が招集します。ただし、教育委員会が協議する必要があると思慮した場合には市長に対し、協議事項を具体的に示して、会議の招集を求めることができると規定しています。また第3項で会議の調整事項について構成員は調整事項を尊重すると規定しています。</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>なお、この会議における調整の定義ですが、教育委員会の権限に関する事務について、予算の編成・執行や条例提案など首長の権限に属する事務等の調和を図ること。また「協議」は、調整を要しない場合も含めて自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するという定義となります。</p> <p>第5条の「意見聴取」ですが、この会議で協議を行う必要があると認めた場合には、関係者学識経験者の出席を求めて意見を聴くことができるとしております。</p> <p>第6条が「会議の公開」となります。</p> <p>第7条が「議事録」の作成、公表の規程。</p> <p>第8条が「事務局」の規程で、総合政策課となります。</p> <p>第9条の「補足」、事務局の事務委任としまして、総合教育会議の運営にあたり必要となる開催日時や場所の決定、協議題の調整、議事録作成及び公表等の事務を行うこととなります。</p> <p>以上が総合教育会議の設置要領となります。</p>  |
| 市長     | <p>ただ今説明がありました設置要領について何か意見はありませんか。</p>  |
| 市長     | <p>この会議は年に何回ぐらい開催されるのか。</p>   |
| 総合政策課長 | <p>その件に関しては後ほど別の議題で説明しますが、今年度は大綱の策定年度でもあるので、素案等の協議をお願いすることになります。よって本年度は4回開催を予定しています。</p> <p>なお、平成28年度以降については年1回を予定しています。</p>  |
| 市長     | <p>他に意見はありませんか。</p> <p>無いようですので、2番目の教育行政大綱の策定について事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 総合政策課長 | <p>資料4をご参照ください。</p> <p>教育行政大綱の策定に関する根拠に関しては、法律の一部改正に伴い、首長が教育委員会と協議し教育の振興に関する施策を策定すると規定されたことによって策定するものです。</p> <p>大綱の定義や大綱に記載する内容等に関しては、資料2の国の通知の7ページをご覧ください。</p> <p>大綱の定義については、①にありますとおり大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとあります。②では教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。そして④では大綱の対象とする期間として法律の定めはないが、首長の任期、国の教育振興基本計画の対象期間を勘案して4年から5年程度を想定しています。</p> <p>なお、本市の場合には平成28年度から5年間の総合計画後期基本計画が策定されるので、この5年計画に合わせた平成28年度から平成32年度までを対象期間として大綱を定めたいと考えています。</p> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>⑤では法第1条の3第4項の解釈として首長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し執行する権限を与えたものではないと規定されています。</p> <p>それから大綱の記載事項については、7ページから8ページにあります。</p> <p>まず、大綱の主たる記載事項に関しては、地方公共団体の判断にゆだねられているが、主として学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長が有する権限に関する事項についての目標や根本となる方針が考えられると示されています。</p> <p>また②に関しては、大綱が総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすとあります。</p> <p>③から⑧に関しては、大綱に係る地方公共団体の長及び教育委員会の双方における尊重義務、記載事項の判断等に関する規程が示されています。</p> <p>以上が大綱の定義、記載事項の内容に関することになります。</p> <p>続いて資料4の大綱の策定形態についてですが、国の通知においては、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合において、その中の目標や施策の方針が大綱に位置づけられると考えられる場合には、総合教育会議において教育委員会と協議・調整した上で、当該計画を大綱に代えられることができるとなっております。</p> <p>このことから、本市では総合計画をもって大綱に代えられることも考えられますが、行政の政策全般を網羅する総合計画における計画体系と教育行政大綱の体系や記載量等において整合性が十分にとれないことも考えられます。</p> <p>そこで、基本的には総合計画とは別に教育行政大綱を策定することで考えています。平成27年度に総合計画後期基本計画を策定しますが、その中の基本施策である「豊かな文化とひとづくり」を勘案した上で、本市の教育行政大綱については別途策定することになります。</p> <p>教育行政大綱の策定については以上であります。</p> |
| 市長       | <p>大綱の策定形態について総合政策課長より説明がありましたが、国の教育振興基本計画もありますし、市には総合計画もあります。その方向性とあわせて大綱を別に策定するという案の説明がありましたが、ご意見を伺いたいと思います。</p>   |
| 教育委員会委員長 | <p>特に意見はありませんが、教育委員会においては現在まで大綱というものはありませんが、西都市の教育方針として細かい施策ではなくて、学校教育、社会教育の進め方の方針があります。</p> <p>国の教育振興計画や市の総合計画を参酌して決めることは結構なことですが、是非、教育委員会で心がけてきた教育基本方針も念頭に置いて素案を策定していただけるとありがたいと思います。</p>  |
| 総合政策課長   | <p>市長部局では総合計画の中で、元気な日本のふるさと西都という目標像に向かって施策を策定する。また教育委員会では教育基本方針がありますので、双方併せて大綱の体系を作り、内容を検討していくということになると考えています。</p>   |
| 教育委員会委員長 | <p>よろしく申し上げます。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 市長     | 他にありませんか。  |
| 教育長    | ただ今ご意見や説明があったとおり、西都市の総合計画があり教育に関することもふれていますが、それとは別に教育行政大綱を策定し、教育委員会で策定している1年刻みの教育基本方針の整合性を図っていくという考え方の方が進めやすいのではないかと思いますので、提案のような形がありがたいと思います。   |
| 市長     | 初めての試みで、最初が肝心だと思いますので、総合計画と別に策定する方が良いと思いますが、尾本委員は何かありませんか。   |
| 尾本委員   | これまで積み重ねてきたものや西都市の子どもたちの色というものがあると思いますので、そこも踏まえた上で大綱を策定していただけるとありがたいと思います。   |
| 市長     | 小中高一貫教育を進める中で、ふるさとを学ぶ「さいと学」は非常に重要であり、大綱の中でもしっかりと位置づけていくことが必要だと思います。少子化が進む中で、若者が地方に残ることは少ないですが、たとえ市外・県外に出ても、ふるさとを想い、ふるさとに貢献しようという想いをしっかりもっていただくことが大事であると思います。そうでなければ地方は存続できないのではないかと考えるところ<br>です。<br>土橋委員は何かありませんか。 |
| 土橋委員   | ありがとうございます。まずは素案を作っていただければと思います。   |
| 市長     | 藺田委員は何かありませんか。   |
| 藺田委員   | 特にありません。   |
| 市長     | それでは、こういった方向で進めるということで、骨子案ができましたら、また検討していくということによろしいでしょうか。   |
| 委員     | はい。  |
| 市長     | それでは、2番目の教育行政大綱の策定については終了させていただきます。<br>次に、3番目の今後の会議開催日程等についてであります。事務局より説明をお願いします。  |
| 総合政策課長 | 今後の会議開催日程についてですが、その前にまず、教育行政大綱の策定スケジュールについてご説明申し上げます。資料4に載せております。まず、総合計画の後期基本計画の策定が6月より本格的に始まります。総合計画後期基本計画の策定の中で、様々な施策の体系作りをしていきます。その体系作りを踏まえた中で、総合   |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>計画との整合性を勘案しながら、7月末までには教育行政大綱の骨子案を策定する予定です。策定し終えた骨子案を、7月末に予定しております第2回目の総合教育会議にて協議をお願いしたいと考えております。その後、素案の検討、策定に入りますが、11月末を目処に素案を策定し、第3回目の教育総合会議にて協議をお願いしたいと思っております。そして2月末には、大綱の確定案をお示しし、協議及び調整をお願いし、最終的には、3月の総合計画の公表と併せて、教育行政大綱についても公表することを考えております。</p> <p>今後の会議等の開催日程に関しましては、資料5にありますように、平成27年度につきましては、4回の開催を予定しており、今後は7月、12月、2月を考えております。この日程案に関しましては、今後の教育委員会との調整の中で変わるかもしれませんが、現在事務局としましては、この日程案で考えております。また、平成28年度以降の開催日に関しては、先ほど申し上げましたように、毎年5月末の定例教育委員会開催日を考えております。</p> <p>会議の内容に関しましては、毎年4月末日までに、協議事項等を庁内関係課に照会し、議題の整理後、会議で協議したいと考えております。例えば、将来的に多大な予算を要する案件（施設の整備、文化財の保護、学校の統廃合等、また、現在の懸案事項であります高等学校活性化の問題等も含めて、この総合教育会議の中で協議及び調整ができればと思います。今後の日程につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。</p> |
| 市長       | 日程につきましては、何かご意見ございますか。  |
| 市長       | これは、議会は関係ないのですか。  |
| 総合政策課長   | 総合教育会議の内容に関して、議会に十分な報告等を行うようにという通知はございますが、協議事項等について必ずしも議会にかけなければならないということはありません。  |
| 市長       | 大綱策定後、3月の議会にかけるとのことですか。   |
| 総合政策課長   | そうです。ただ、総合計画と同様に、所管である総務常任委員会にて事前に報告させていただこうと考えております。   |
| 市長       | 何かほかにごございますか。   |
| 教育委員会委員長 | まだ先のことで、今後検討する課題であると思いますが、公表のあり方についてです。先ほどの事務局からの話では、ホームページにて公表することと、総合計画については従前からあるものなので、そのような形でも十分かと思いますが、教育行政大綱については、市長もおっしゃったように初めてのものでもあるので、市の教育に懸ける思いを市民に喧伝することを考えると、ホームページだけでなく、他にできることがあればやっていただくと、市民の目も変わるのでないのかなと思います。市長をはじめとする行政当局の教育に懸ける思いが伝わるような形で考  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>市長</p>       | <p>えていただけるとありがたいなと思います。まだ先の問題でしょうけれども。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>西都市は発信・PRが少ないとよく言われます。ある程度マスコミも活用し、教育に懸ける思いを発信するべきですね。それにより市民に伝わっていくのだと思います。また、市の広報も活用することが必要ですね。</p> |
| <p>総合政策課長</p>   | <p>今回、マスコミに対し、特には案内をしてなかったのですが、第2回目の素案検討については、マスコミへの案内も含めて、西都市が積極的にやっているということをお知らせしていこうと思います。最終的な公表の形は、いろいろな方法がありますのでまた検討させていただきます。なるべく幅広く周知していこうと思います。</p>             |
| <p>市長</p>       | <p>よろしいでしょうか。</p>   |
| <p>市長</p>       | <p>それでは、3番目の今後の会議開催日程等については以上で終わります。4番目にその他とありますが、何か他にございますか。</p>   |
| <p>総合政策課長</p>   | <p>特にございません。</p>  |
| <p>市長</p>       | <p>委員の方々はいかがでしょうか。</p>  |
| <p>教育長</p>      | <p>第2回以降の会議開催日が知りたいのですが。</p>  |
| <p>市長</p>       | <p>7月28日です。</p>   |
| <p>教育委員会委員長</p> | <p>28日は個人的な都合で出席が出来ないのですが、欠席は可能なのでしょうか。</p>   |
| <p>総合政策課長</p>   | <p>基本的には皆さんお揃いの方がいいのですが、この日程は事務局案ですので、このあとの教育委員会で調整をしていただければ、日程の変更は可能です。</p>  |
| <p>市長</p>       | <p>29日、30日は都合がつきません。</p>  |
| <p>教育長</p>      | <p>日程の調整をしていただくことといいですね。</p>  |
| <p>市長</p>       | <p>では、事務局案の前後の日で調整してよろしいでしょうか。</p>  |
| <p>委員</p>       | <p>はい。</p>  |
| <p>市長</p>       | <p>以上で、協議事項に関しては、審議終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>  |